

国民年金からのお知らせ

保険料が変わります

国民年金保険料が、4月分から月額14,100円となり、平成18年度の月額保険料と比較すると240円の引き上げとなります。

▽第1号被保険者の保険料額（月額）

・定額保険料 14,100円
・付加保険料 400円

●前納保険料額

保険料が変更されることに伴い前納保険料も左表のとおり変わります。

■前納保険料額

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払（月々）	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払（前納） 【割引額】	—	83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】

●多段階免除の保険料額

保険料を納めるのが困難な方は、免除申請手続きをし、承認されると保険料の「全額」もしくは「一部」が免除されます。

免除申請は、本人・世帯主・配偶者の前年所得が所得制限以下の場合に承認されます。「一部」免除の認定となった場合、2年以内に納付がないと免除が無効となります。多段階免除の保険料額は、左表のとおりです。

※免除を受けた期間は、10年

■多段階免除の保険料額

種類	内容	納める保険料
全額免除	保険料の全額が免除されます	0円
4分の3免除	保険料の4分の3が免除されます	3,530円
半額免除	保険料の半額が免除されます	7,050円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除されます	10,580円

年金受給中で引越される方へ

以内であれば追納することができます。追納が2年以内であれば同じ保険料で納めることができますが、3年目からは経過した期間に応じて当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

●住所・支払機関変更届の提出を

年金受給中の方が引越し等により住所・支払機関を変更するときは「住所・支払機関変更届」を、新住所地の社会保険事務所に提出してください。

①住所を変更する場合

社会保険事務所の住所変更の処理が済むまでは、年金に関する大切な郵便物が届く場合がありますので、前住所地の郵便局へ郵便物の転送をお願いしてください。

②支払機関を変更する場合

口座番号の証明をその金融機関・郵便局で受けてください。なお、支払機関の変更は、次の年金支払日の1カ月前までに手続きをしてください。1カ月以内のときには、年金

今春就職される学生の皆さんへ

の支払が前の支払機関となります。変更後の新しい支払機関への支払を確認するまでは、念のために旧口座はそのままにしておいてください。

●勤務先に年金手帳の提出を

会社員や公務員になられる20歳以上の方は、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者になります。種別変更の手続きや保険料の納付は、勤務先が行いますので、必ず年金手帳を勤務先に提出してください。

年金手帳には、基礎年金番号が記載されています。この基礎年金番号は、公的年金共通の番号です。転職や退職などで加入する年金制度が変わっても基礎年金番号は生涯変わりません。

今春、就職される学生さんは、勤務先での手続きがスムーズにできるよう年金手帳をチェックしておきましょう。年金手帳を紛失の方は、市民課市民係または各総合支所市民生活課まで相談ください。

兵庫県社会保険事務局 豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

●4月14日（土）は

午前9時30分～午後4時

●4月2日（月）・9日（月）・16日（月）・23日（月）は

午前9時～午後7時

「ねんきんダイヤル」

年金に関する相談に、ねんきんダイヤルを利用ください。

●受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

●相談電話番号

▽年金請求などの年金相談

☎0570-005-1116

▽年金を受給中の方の相談

☎0570-007-1116

《問合せ》

▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196

▽市民課市民係または各総合支所市民生活課

合支所市民生活課

4月1日から

乳幼児医療制度(対象年齢)が

拡大します

乳幼児医療の対象者は、0

歳から義務教育就学前まででしたが、4月1日からは小学校3年生までが対象者となります。名称も左表のとおり「乳幼児医療費助成事業」から「乳幼児等医療費助成事業」に変更します。

■乳幼児医療制度

事業名		対象者	所得制限 (平成17年中の所得)	一部負担金
現行	乳幼児医療	0歳～義務教育就学前	・0歳は所得制限なし ・1歳以上は下表の基準額未満	《外来》1つの医療機関当たり1日700円まで、月2回(1,400円)の負担 《入院》1割負担、1カ月の限度額2,800円
改正後	乳幼児等医療	0歳～小学校3年生	同基準	同基準

●4月から小学校2・3年生になられる場合

新たに受給資格対象者となりますので、両親それぞれの所得が下表の所得制限基準額以内の方は、申請に必要なものを持参の上、市民課国保医療係または各総合支所市民生活課で申請してください。

▽申請に必要なもの

- ①児童名記載の健康保険証
- ②印鑑

※次に該当する方は、所得課税証明書の提出も必要です。

- ・対象者の扶養義務者が市外に在住している場合は、扶養義務者の平成18年度の所得課税証明書(平成17年中の所得)が必要です。
- ・平成18年1月2日以降に豊岡市へ転入された方は、扶養義務者の平成18年度所得課税証明書(平成17年中の所得)が必要です。

▽受給資格審査

前年の所得額(平成17年中の所得)が必要となります。

ので、申告されていない方は早急に税務課で申告を済ませてください。

▽受給資格開始日

申請された月の初日からとなります(3月に申請の場合は4月1日から)

●現在、乳幼児医療費受給者証をお持ちで4月から小学校1年生になられる場合

現在、お持ちの受給者証は、有効期間が3月末までになっていますが、引き続き資格がありますので、有効な受給者証を郵送します。

■乳幼児等医療の所得基準額

扶養親族数	扶養義務者の所得
なし	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人以降	1人増すごとに38万円を加算した額

※右表の金額は所得控除後の金額です。所得控除の詳しい内容については、問い合わせください。

《問合せ》

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

4月1日受付分から

国民健康保険出産育児一時金を 直接、医療機関等に支払う 受取代理制度を実施します

国民健康保険出産育児一時金は、国保被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金で、出産後、手続きをした後に申請者本人に支払われています。

今回の受取代理制度では、出産までに必要な手続きをすれば、35万円を限度に、出産費用を国民健康保険から、直接、医療機関等に支払うものです。

医療機関の窓口では、出産費用から35万円を控除した額を支払うため、これまでのように出産費用の全額を準備する必要はなくなります。

なお、出産費用が35万円未満の場合は、差額を被保険者に支払います。

受取代理制度の利用を希望の方は申し込みください。

▽受取代理の申請対象者

- ①国民健康保険の被保険者

(出産育児一時金貸付制度の利用者を除く)



- ②出産予定日まで1カ月以内の者の属する世帯の世帯主
- ③出産育児一時金の支給を受ける見込みがある方
- ④医療機関等から受取代理の同意を得ることが可能な方
- ⑤国民健康保険税を滞納していない方

▽申込み開始日

出産予定日1カ月前(4月1日受付分から)

▽申込みに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

・出産予定日が確認できるもの(母子手帳等)

・振込先金融機関が確認できるもの(郵便局以外)

《申込み・問合せ》

市民課国保医療係または各総合支所市民生活課